

中学生・高校生のための

交通安全講習

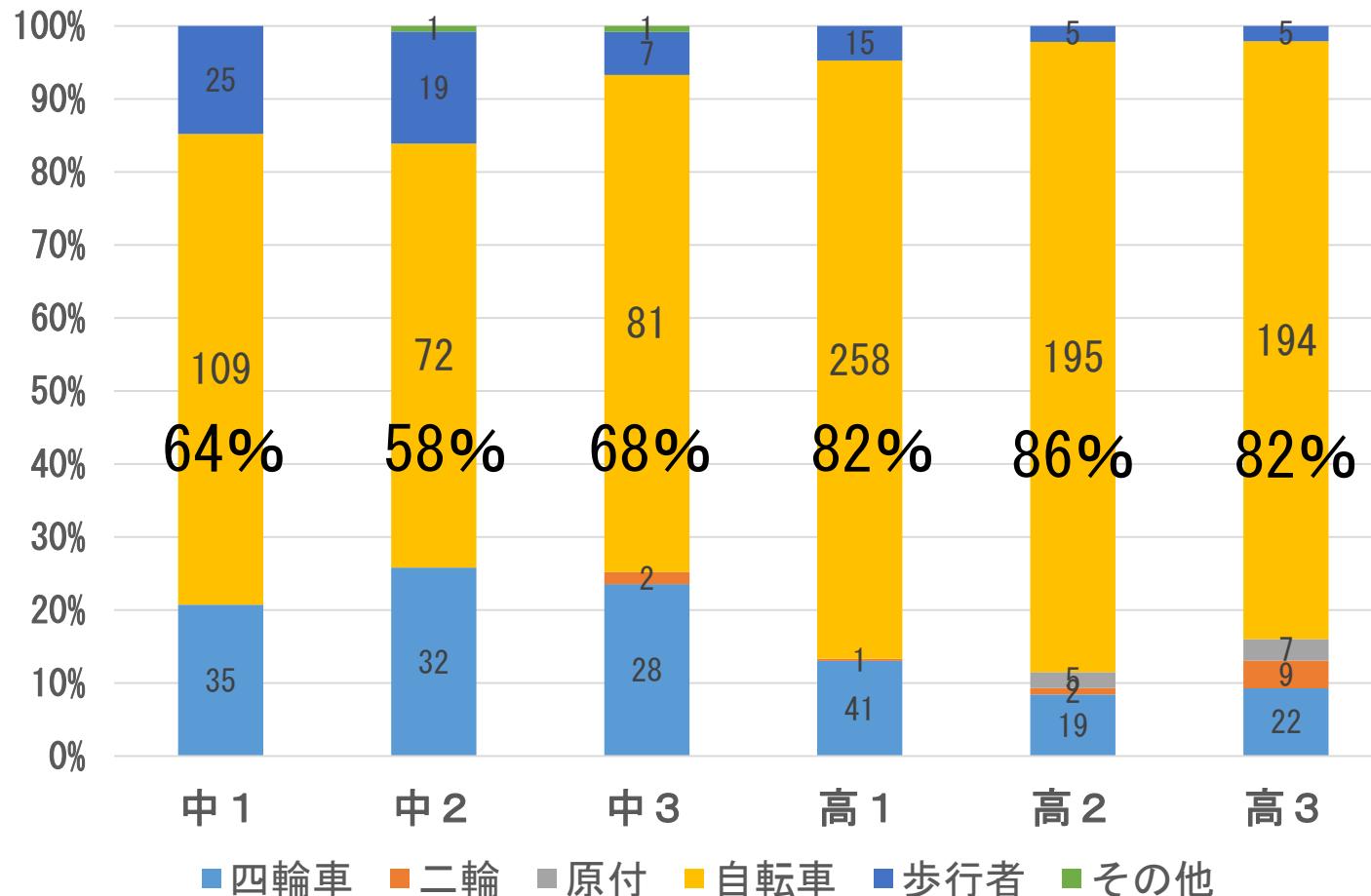


埼玉県警察本部交通部交通総務課

交通事故はどんな時におきるかを知ろう

中高生の交通事故の現状（埼玉県内）

中高生の状態別死傷者数の割合（令和5年中）

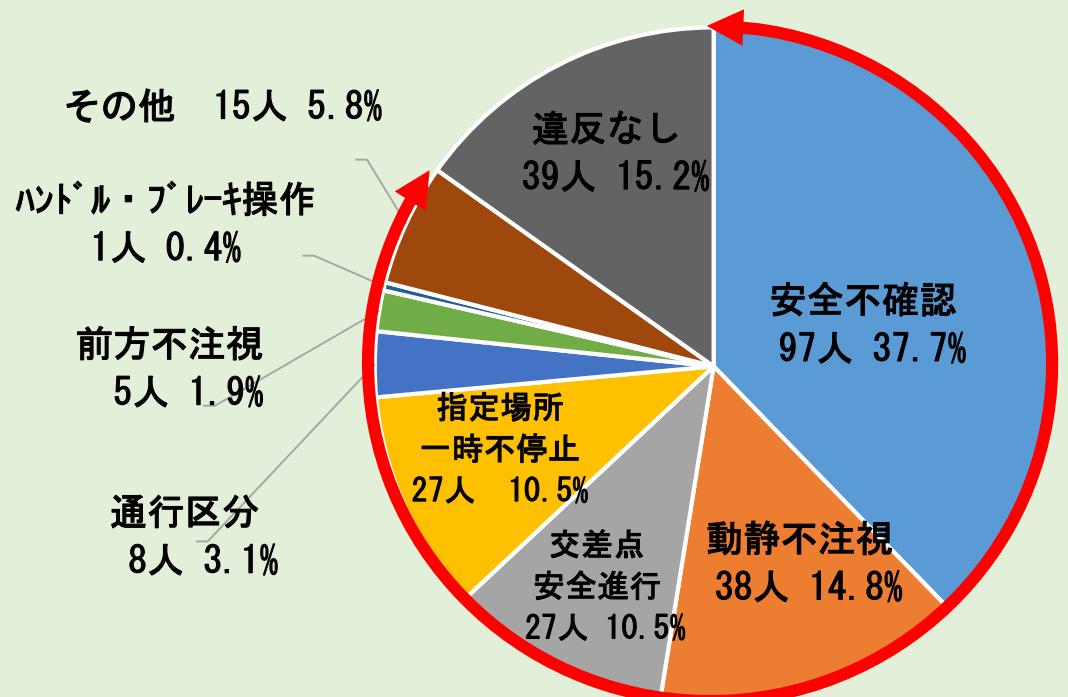


中学生・高校生は、通学をはじめとしたさまざまな場面で自転車の利用機会が増えることに伴い自転車による交通事故も増える傾向にある。

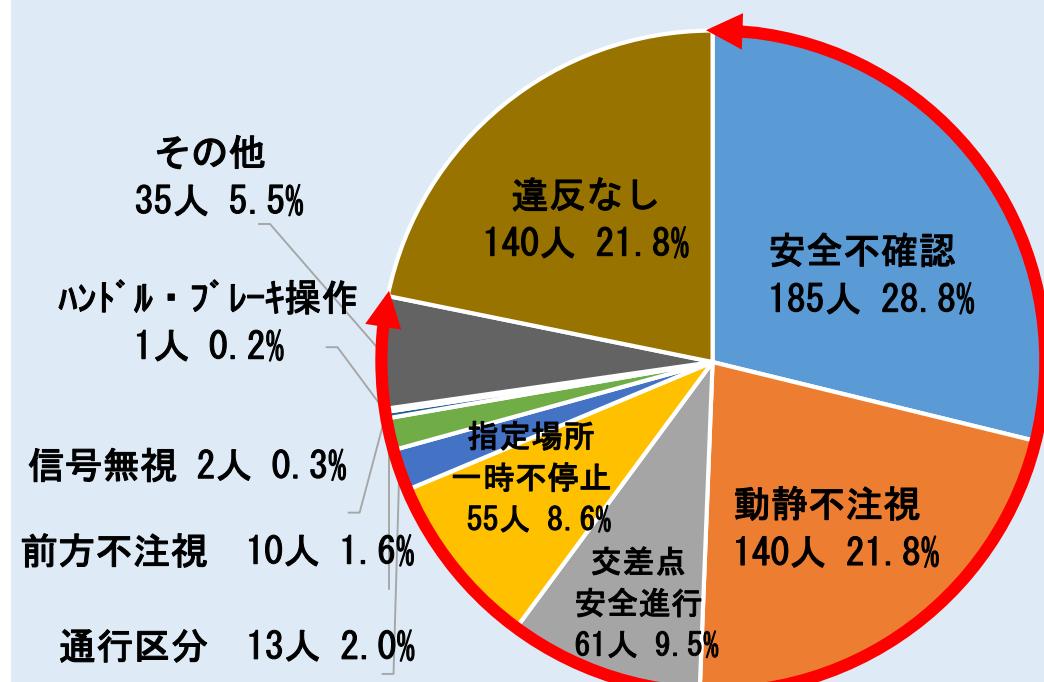
自転車利用者の事故原因（令和5年中）

自転車交通事故に遭っている中高生の約8割に違反がある！！
交通ルールを守らない自転車利用者が非常に多い。

中学生



高校生



自転車を運転する人が守らなければならない交通ルール

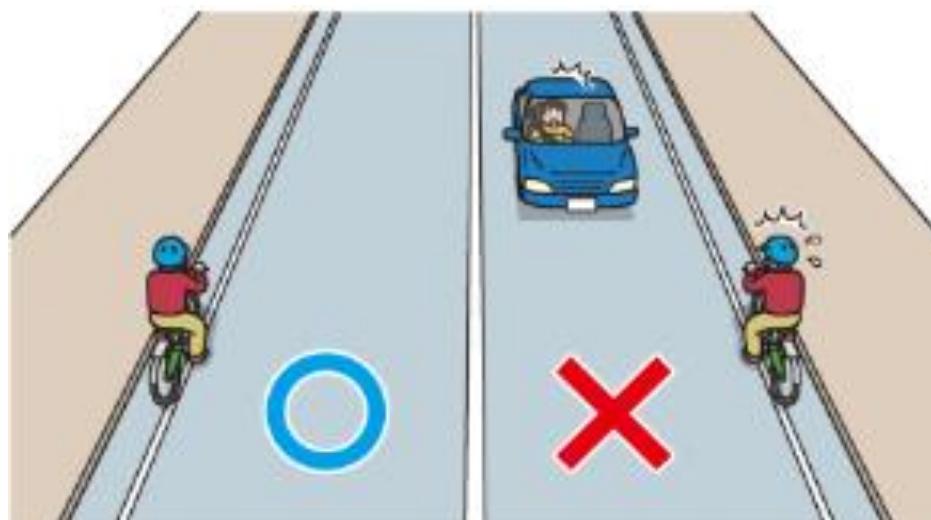
自転車安全利用五則

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

車道が原則

- ・自転車は、道路交通法上、**軽車両**と位置付けられている。そのため、歩道と車道の区別がある道路では**車道通行が原則**である。

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

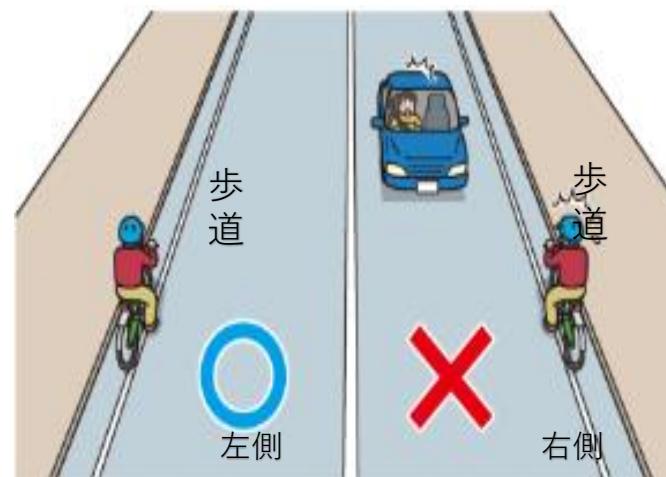
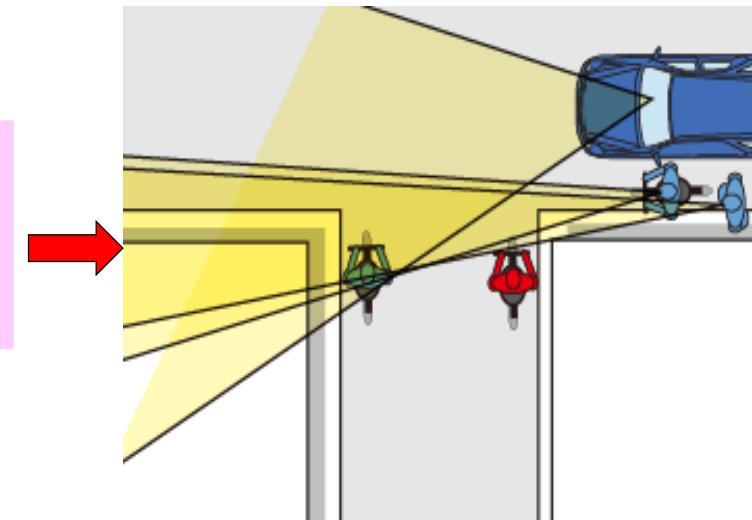


左側を通行

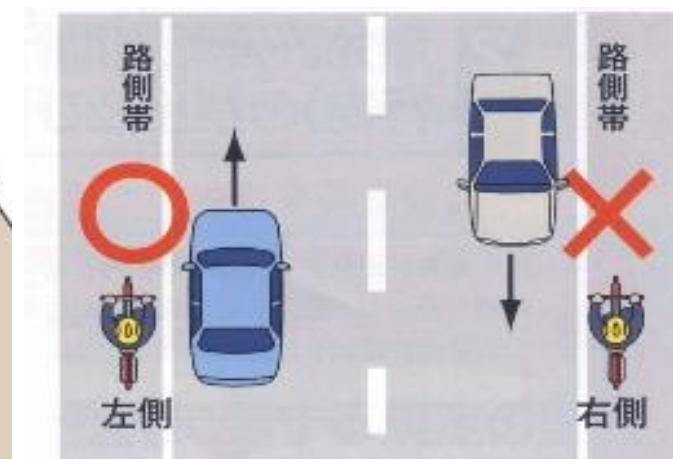
- 自転車は、**道路の左側の端**に寄って通行しなければならない。

【罰則】 3月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
(右側を通行した場合)

見通しの悪い交差点
では右側通行は死角
となりやすい。



外側線の場合



路側帯の場合

※歩行者の通行を妨げない速度と方法で
通行しなければならない。

歩道は例外

自転車で歩道を通行できる「人」と「場合」

歩道通行できる人

- 児童及び幼児（13歳未満のこども）
- 70歳以上の高齢の方
- 車道通行に支障がある身体障害をもつ方



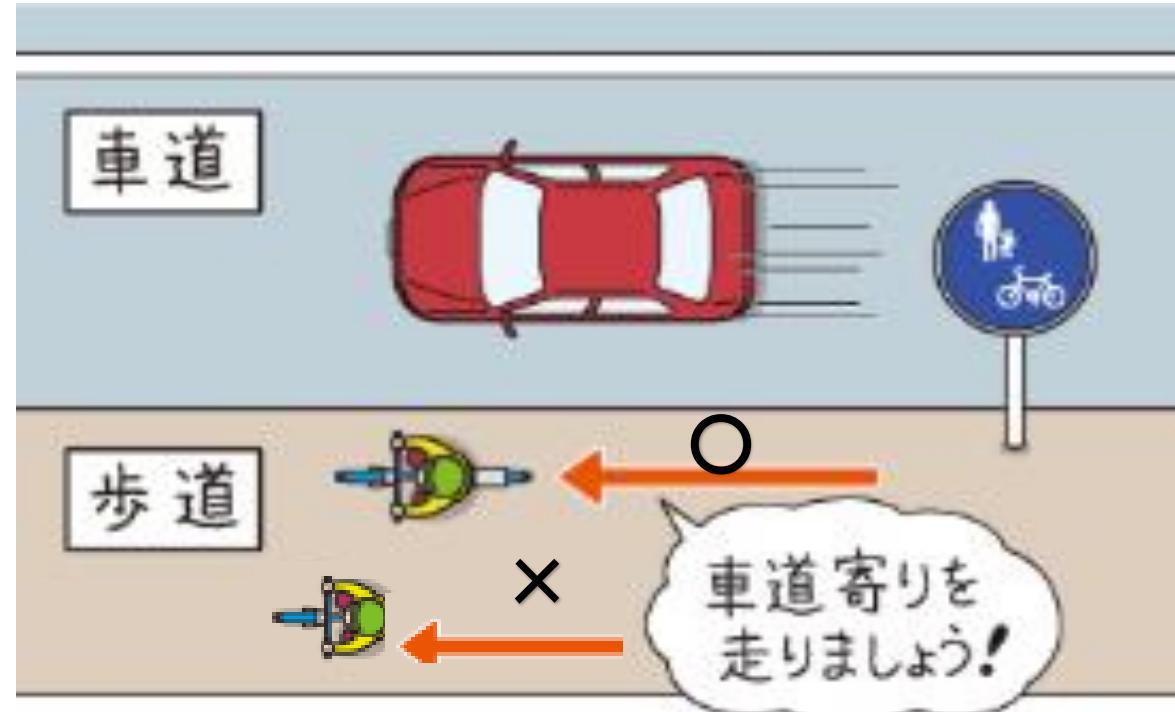
歩道通行できる場合

- 「自転車及び歩行者専用」の標識がある場合。
- 工事や駐車車両等のため車道左側を通行することが困難な場合。
- 著しく自動車等の通行量が多く、かつ、道路幅が狭いなどのために、自動車等と接触事故の危険がある場合。

歩行者を優先

- 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行。歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止しなければならない。

【罰則】 2万円以下の罰金又は科料



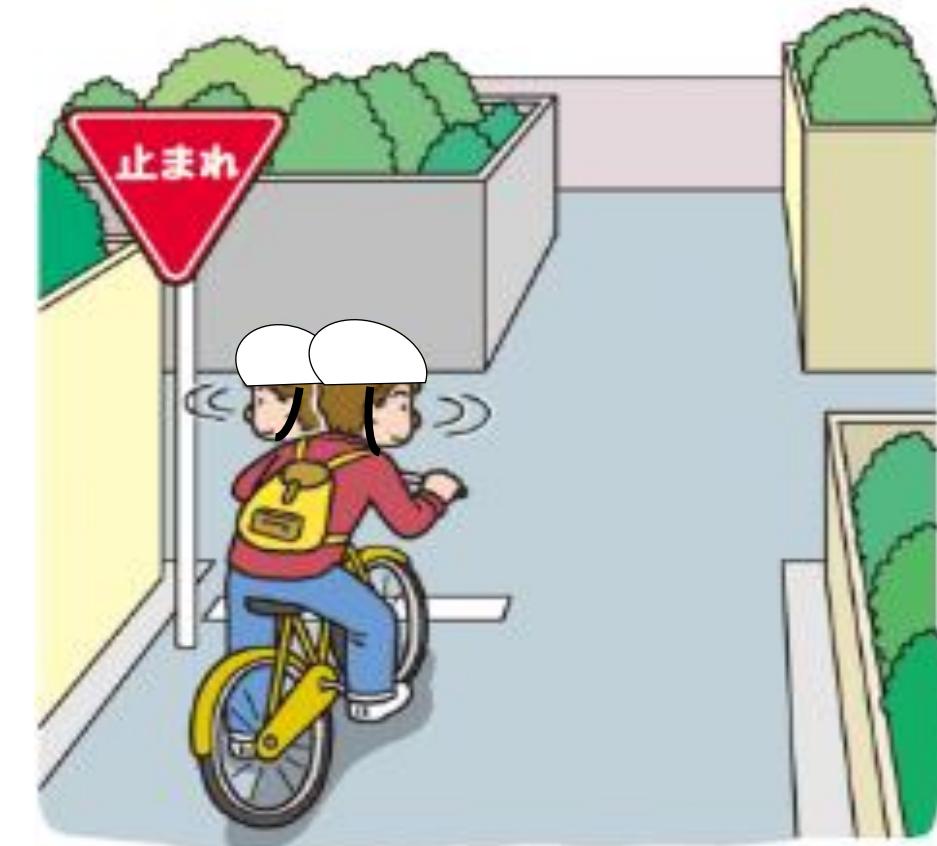
2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点での通行方法

信号機のある交差点では、信号機の表示する信号機に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合はその信号機に従う。

信号機のない交差点では、一時停止の標識がある場所は必ず一時停止をし、安全確認を行わなければならない。

また、一時停止の標識がない交差点や狭い道路から広い道路に出る場合、見通しの悪い曲がり角では徐行して、十分安全確認をしてから通行する。



【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

3 夜間はライトを点灯

前照灯及び尾灯点灯

夜間、自転車で道路を通るときは、前照灯及び尾灯（又は反射器材等）をつけなければならない。ライトをつけずに走行すると、歩行者や車などに自転車の存在を気づいてもらえず、とても危険である。

また、ライト点灯することにより、自分の前方の安全を確認でき、危険を回避しやすくなる。



【罰則】 5万円以下の罰金

4 飲酒運転は禁止

酒気帯び運転等

お酒を飲んで運転することは、非常に危険。自動車の場合と同じく禁止されている。

また、酒気を帶びている者に自転車を提供したり、飲酒運転を行うおそれのある者に酒類を提供してはいけない。

お酒を飲んだら自転車も

ダメッ!



【罰則】 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
(酒に酔った状態で運転した場合)

5 ヘルメットを着用

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用の努力義務化

頭部の損傷による自転車乗用中死亡事故が
約6割以上を占めている

道路交通法の一部を改正する法律【令和5年4月1日施行】

- 道路交通法第63条の11（自転車の運転者等の遵守事項）
自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。【新設】
- 2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるとときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。【新設】 ※罰則なし
- 3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

【車の損傷状況】



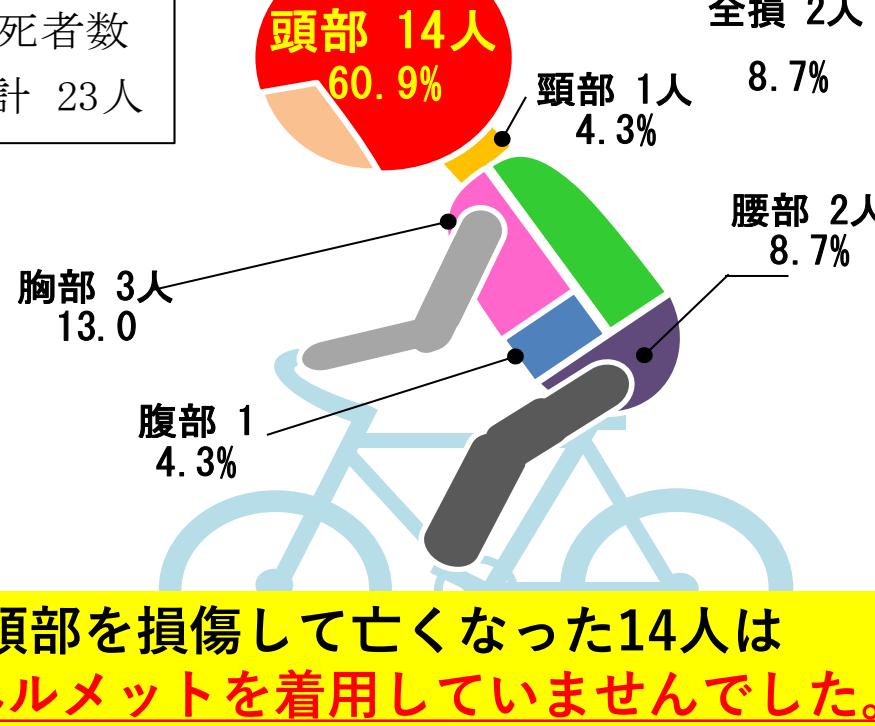
【ヘルメットの損傷状況】



県内全世代

自転車事故死者の負傷部位(令和5年中)

死者数
計 23人



ついついやりがちな「ながら運転」の危険

周囲の音が聞こえにくい状態や周りが見えにくい状態で自転車を運転することは、交通事故の原因となるため、大変危険である。

自転車を安全に操作できない「ながら運転」は絶対にやらないこと。

傘さし運転



携帯電話等使用運転



イヤホン等使用運転



【罰則】5万円以下の罰金

【罰則】5万円以下の罰金

【罰則】5万円以下の罰金

こんな運転も危険

幼児用座席に幼児を乗せる場合等の例外を除いては、自転車の二人乗りは出来ない。バランスを崩しやすく、非常に危険。また、自転車が2台以上並んで走ると、幅をとることとなり、他の交通にとっても危険であるため、並進は禁止されている。ただし、「並進可」の標識のある場所では2台まで並進できる。

二人乗り



並進



「並進可」の標識



【罰則】2万円以下の罰金又は科料

【罰則】2万円以下の罰金又は科料

悪質・危険な運転による交通の危険を防止するために

自転車運転者講習制度

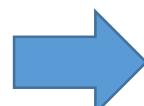
危険行為を繰り返す自転車運転者に講習受講が**義務化**

信号無視や酒酔い運転、一時不~~停止~~等、特定の「15の危険行為」を過去**3年以内に2回以上**繰り返すと、「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

違反者の特性に応じた個別的指導を含む3時間の講習

14歳以上の自転車運転者が対象
(中学・高校生も講習対象)

命令を受けてから3ヶ月以内の指定
された期間内に受講しない場合



罰則あり (5万円以下の罰金)

自転車を運転する人もきちんと守って交通事故防止

覚えておきたい道路標識



車両進入禁止

車両が進入してはいけないことを示す。
一方通行出口側につけられている。



車両通行止め

自転車を含むあらゆる車両の通行が禁止
されていることを示す。



自転車通行止め

自転車の通行が禁止されていることを示す。



徐行

すぐに止まれる速度で通行しなければな
らないことを示す。



一時停止

停止線があるときはその手前、無いとき
は標識の手前で必ず停止して、安全確認
しなければならないことを示す。



自転車および歩行者

歩行者と普通自転車だけが通行できる
ことを示す。



自転車並進可

自転車が2台までなら並んで走ることが
できることを示す。



歩行者専用

歩行者だけが通行できることを示す。



自転車一方通行

矢印の方向にしか進めず、反対方向への
通行が禁止されていることを示す。



自転車横断帯

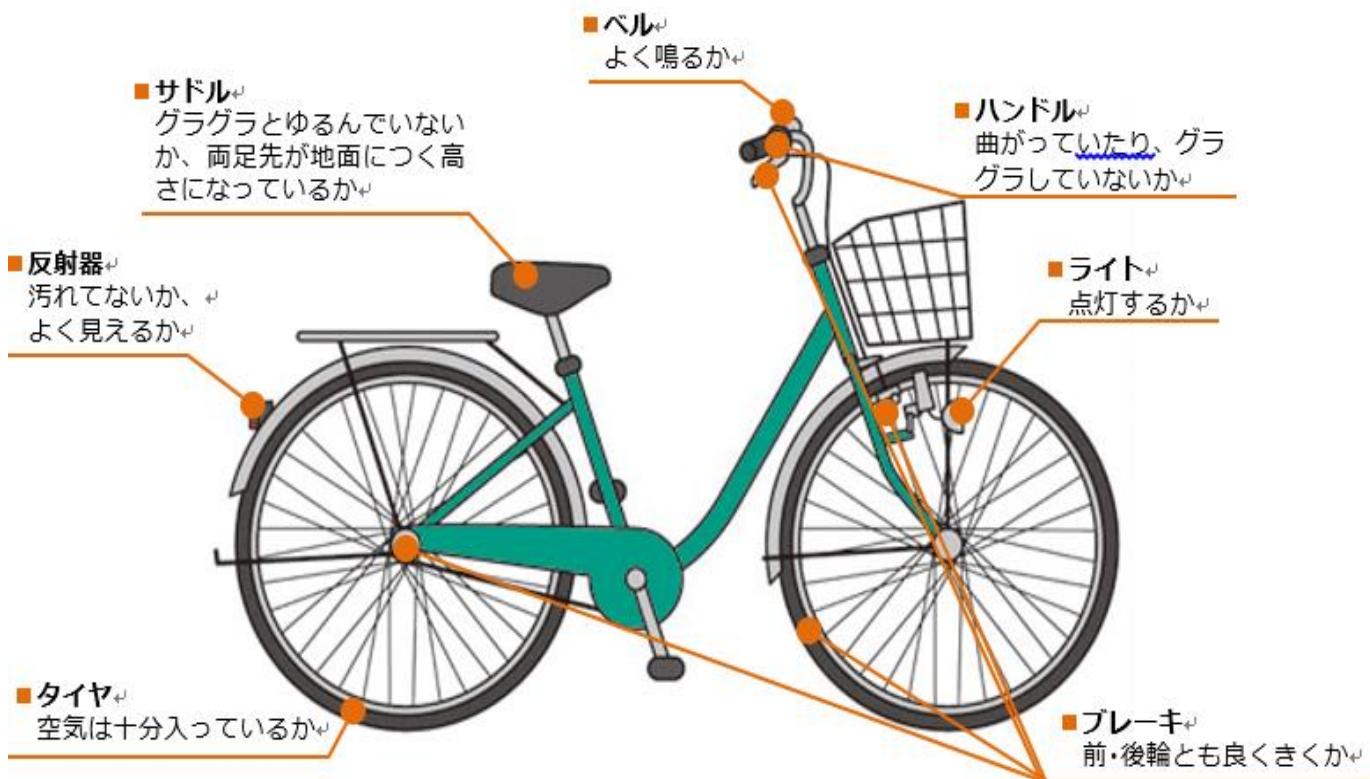
自転車が横断するときに通らなければな
らない自転車横断帯があることを示す。

万が一に備えて交通ルールのほかに知っておきたいこと

自分の身を守るために

点検・整備された自転車に乗ることはリスクを減らすためには大切。出かける前にセルフチェックを行う。夜間は、ライトだけでなく、明るい色の服装と反射材を着用し自分の存在を周りに知らせる。

ブレーキを備えていない競技用の自転車（ピスト）などは、公道を走ることが禁止されている。ブレーキのない競技用自転車では、車の倍以上の停止距離を要するので大変危険である。



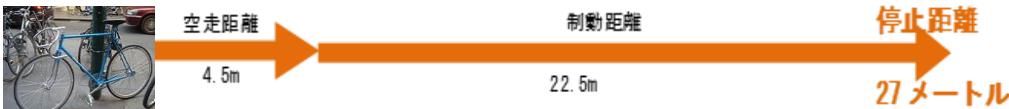
普通自転車 時速 20km (自動車安全運転センター実験結果)



普通自動車 時速 30km (神奈川県警実験結果)



ピスト 時速 30km (神奈川県警実験結果)



自転車保険は義務付けられている

自転車保険の種類

埼玉県では自転車保険に加入しなければならない。

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、自転車保険に加入することが必要。

個人賠償責任保険

他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりして賠償責任が発生した場合に支払われる保険。

傷害保険

自分がけがをして治療費等が必要な場合が発生した場合に支払われる保険。

身近な自転車保険



TSマーク付帯保険

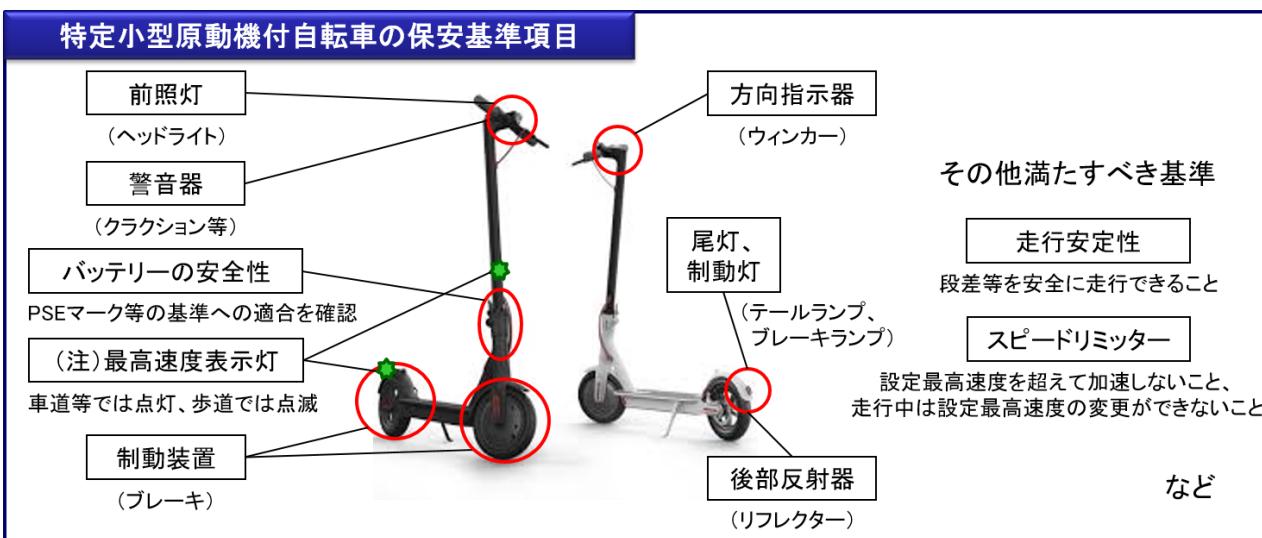
自転車点検整備を受けた日から、1年間有効な障害保険と賠償責任保険がついている。1年経つと更新が必要となるので、更新する場合は、自転車安全整備士のいる自転車店で再度点検を受けること。

特定小型原動機付自転車乗車の際の注意点

- 車体の大きさや最高速度が内閣府令で定める基準に該当する車両を「特定小型原動機付自転車」とする。

※ 令和5年7月1日から施行予定

車体の大きさ(※1)	車体の構造
長さ：190cm以下	原動機として、定格出力が0.6kW以下の電動機を用いること
幅：60cm以下	20km/hを超える速度を出すことができないこと
※1 車体の大きさは、普通自転車と同様 ※2 最高の速度の設定に応じて、点灯・点滅が切り替わるもの	構造上出すことができる最高の速度を複数設定することができるものにあっては、走行中に設定を変更することができないこと クラッチの操作を要しない機構がとられていること 道路運送車両の保安基準に規定する最高速度表示灯(※2)が備えられていること



- 道路運送車両法で、左図に記された保安基準の項目が規定されています。
- 保安基準の細目では、個々の基準が具体的に示されています。
(一例)
 - 前照灯は夜間前方15mの距離の障害物を確認できること
 - 尾灯は夜間後方300mから点灯を確認できること
 - 制動灯は昼間後方100mから点灯を確認できること

特定小型原動機付自転車乗車の際の注意点

・乗車の際の注意点

- 特定小型原動機付自転車の運転には運転免許を要しない。（16歳未満の運転は禁止）
- ヘルメット着用を努力義務とする。
- ナンバーが必要。
- 自動車損害賠償保障法に基づく自賠責の加入が義務。
- 特定小型原動機付自転車は車道通行を原則とする。
- 自転車道、普通自転車専用通行帯の通行は可能。
- 歩道等における歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（特例特定小型原動機付自転車※）は、例外的に自転車通行可の歩道等を通行することができる。
- 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象となる。
- 危険行為を繰り返す者には講習の受講を命ずる。（特定小型原動機付自転車運転者講習）

※ 特例特定小型原動機付自転車とは・・・（例外的に歩道等を通行する場合）

最高速度 ・・・ 6 km/h

表示の方法 ・・・ 道路運送車両の保安基準に適合する最高速度表示灯を点滅（緑色灯火）

車体の構造 ・・・ 側車を付していない

制動装置が走行中容易に操作できる位置にある

歩行者に危害を及ぼすおそれがある鋭利な突出部がない



悪質・危険な運転による交通の危険を防止するために

特定小型原動機付自転車運転者講習

危険行為を繰り返す運転者に講習受講が義務化

特定小型原動機付自転車の乗用中に信号無視や酒酔い運転、一時不停止等の特定の「17の危険行為」を行い、交通違反による取締り又は交通事故を

3年以内に2回以上繰り返す

と、「特定小型原動機付自転車運転者講習」を受講しなければなりません。

- ☆ 違反者の特性に応じた個別の指導を含む**3時間の講習**・・・受講手数料**6000円**
- ☆ 特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令を受けてから3ヶ月以内に講習を受講しなかった場合 → **5万円以下の罰金**

【講習の対象となる危険行為】

- ①信号無視（法第7条） ②通行禁止違反（法第8条） ③歩行者用道路徐行違反（法第9条） ④通行区分違反（法17条第1項、第4項、第6項）
- ⑤歩道徐行等義務違反（法第17条の2第2項） ⑥路側帯進行方法違反（法第17条の3第2項） ⑦遮断踏切立入り（法第33条第2項）
- ⑧優先道路通行車妨害等（法第36条） ⑨交差点優先車妨害（法第37条） ⑩環状交差点通行車妨害等（法第37条の2）
- ⑪指定場所一時不停止等（法第43条） ⑫整備不良車両の運転（法第62条） ⑬酒気帯び運転等（法第65条1項） ⑭共同危険行為等（法第68条）
- ⑮安全運転義務違反（法第70条） ⑯携帯電話使用等（法第71条第五号の五）
- ⑰妨害運転（法第117条の2第1項第4号、法第117条の2の2第1項第8号の罪に当たる行為）

※赤字（⑭及び⑯）以外は、自転車運転者講習の受講命令に係る危険行為と同一又は類似のもの

乗り方を間違えると、人をケガをさせてしまったり、命を奪ってしまうことも

自転車・特定小型原動機付自転車事故で問われる責任

自転車・特定小型原動機付自転車で事故を起こす(加害者になる)と中高生であってもさまざまな責任を問われます。

刑事上の 責任



- 相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」に問われることがある。

※重過失致死傷罪・・・5年以下の懲役若しくは禁固または100万円以下の罰金（13歳以下を除く）

- 被害者に対する損害賠償の責任を負う。

- 子供の場合は保護者が責任を負うことになる

民事上の 責任



- 被害者を見舞い、誠実に謝罪する責任がある。

道義的な 責任



刑事罰を受けると免許や資格が与えられない場合がある職業

罰金以上の刑

医師・看護師・薬剤師・栄養士・調理師等

禁錮以上の刑

教職員・弁護士・裁判官・公認会計士・建築士等

加害者でも、被害者でも交通事故の際にやるべきこと

交通事故時の正しい対応

負傷者の救護

- ・けが人がいる場合、周囲にいる人にも助けてもらいながら119番に通報し、救急車を呼ぶこと。

道路における危険防止措置

- ・歩道など安全な場所に自転車を移動させるなど、二次災害を防止すること。

警察への通報

- ・110番に通報し、警察に連絡すること。保護者、学校への連絡も忘れずに。

救護をしなかった場合、ひき逃げとして罪に問われることもある。

あなたの運転は大丈夫?

危険な自転車運転チェックリスト

傘をさしながら走る。



携帯電話等で通話やメールをしながら走る。



友だちと二人乗りしながら走る。



止まれの標識を無視して走る。



信号を無視する。



イヤホン等で音楽を聞きながら走る。



友だちと並んで走る。



歩行者とぶつかりそうになる。

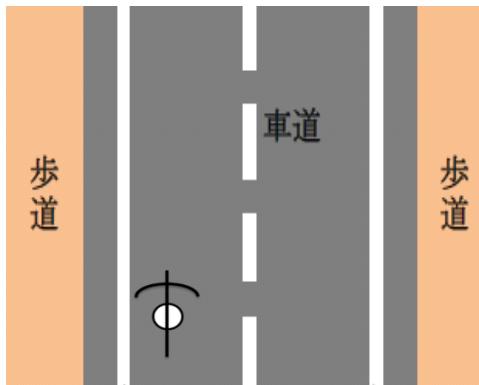


交通安全確認テスト（中学生・高校生用）

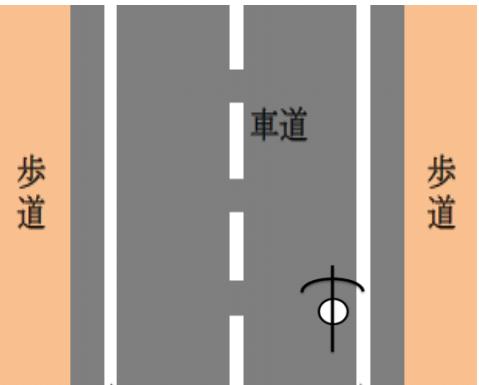
Q1

道路交通法で自転車は「軽車両」とされていますが、車と同じように車道を通行することが原則と決まっていますが、車道のどこを通行すればよいのでしょうか？

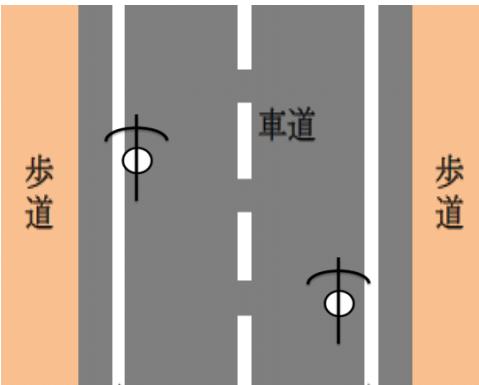
①車道の左側



②車道の右側



③車道であれば左右どちらでもよい



Q2

下記①～③は例外として歩道を通行することができるが、歩道通行時の正しい通行方法を答えてください。

①歩道に「普通自転車の歩道通行可」の標識・標示があるとき

②13歳未満のこども、70歳以上の者、身体障害者

③車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道通行することがやむを得ないとき

交通安全確認テスト正解（中学生・高校生用）

Q3 自転車事故を起こす(加害者になると)と中高生はどのような責任を問われますか？

Q4 自転車のライトは前方何m先を照らすもので、自転車のライトを点灯する2つの意味は何ですか？

Q5 事故時の正しい対応3つは何ですか？

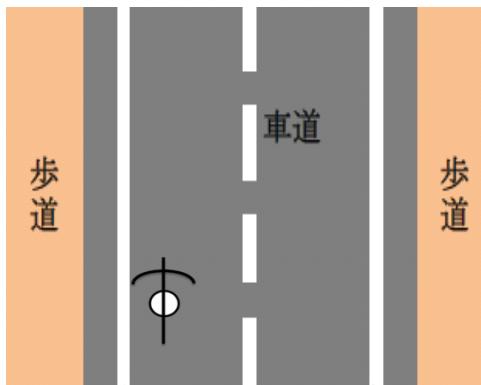
交通安全確認テスト答え（中学生・高校生用）

Q1

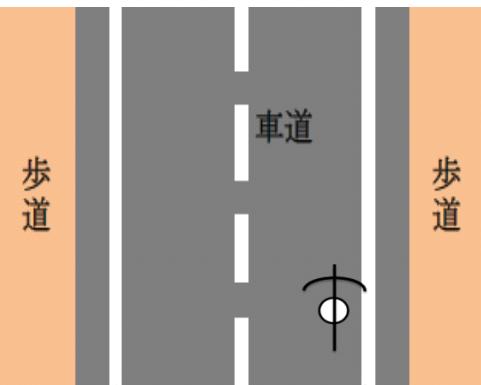
道路交通法で自転車は「軽車両」とされていますが、車と同じように車道を通行することが原則と決まっていますが、車道のどこを通行すればよいのでしょうか？

正解

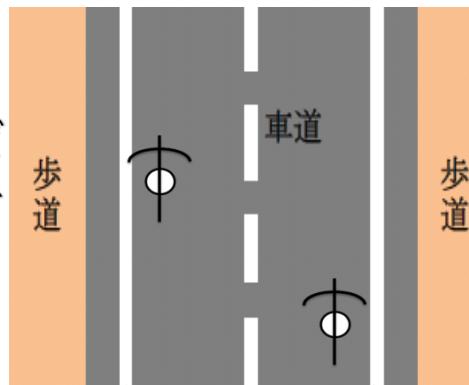
- ①車道の左側



- ②車道の右側



- ③車道であれば左右どちらでも良い



Q2

下記①～③は例外として歩道を自転車が通行できる場合ですが、歩道通行時の正しい通行方法を答えてください。

- ①歩道に「普通自転車の歩道通行可」の標識・標示があるとき

- ②13歳未満のこども、70歳以上の者、身体障害者

- ③車道または交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道通行することがやむを得ないとき

正解

歩道を通行する際は、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。

交通安全確認テスト答え（中学生・高校生用）

Q3 自転車事故を起こす(加害者になると)と中高生はどのような責任を問われますか？

正解

自転車事故を起こす(加害者になると)と中高生であってもさまざまな責任を問われます。刑事上の責任(道路交通法違反や重過失致死傷罪など)、民事上の責任(損害賠償金の支払い)、道義的な責任(お詫びやお見舞いなど)です。

Q4 自転車のライトは前方何m先を照らすもので、自転車のライトを点灯する2つの意味は何ですか？

正解

自転車のライトは前方10m先を照らすものです。

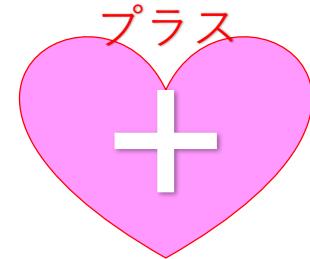
自転車のライトを点灯する意味は、自分の前方の安全を確認することと、自分の存在を対向車や歩行者に知らせることです。

Q5 事故時の正しい対応3つは何ですか？

正解

負傷者の救護、道路における危険防止、警察への通報です。救護しなかった場合は、ひき逃げとして罪に問われることもあります。

ルールを守って
安全運転
思いやり



埼玉県警察本部交通部交通総務課